

政令番号174 アイオキシニル

各都道府県での農薬の使用先別使用量（平成19年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	使用量 (kg/年)							使用量 合計
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他 非農耕地	家庭 園芸	
1	北海道			1.2E+4					12,030.0
2	青森県			1.8E+2					180.0
3	岩手県			2.7E+2					270.0
4	宮城県			3.0E+1					30.0
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県			6.0E+1					60.0
8	茨城県			5.7E+2					570.0
9	栃木県			3.6E+2					360.0
10	群馬県			4.5E+2					450.0
11	埼玉県			6.0E+2					600.0
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県			3.0E+1					30.0
15	新潟県			3.0E+1					30.0
16	富山県			6.0E+1					60.0
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県			1.2E+2					120.0
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県			6.0E+1					60.0
24	三重県			2.7E+2					270.0
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県			6.0E+1					60.0
29	奈良県								
30	和歌山県			6.0E+1					60.0
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県			1.5E+2					150.0
34	広島県			3.0E+1					30.0
35	山口県			3.0E+1					30.0
36	徳島県								
37	香川県			3.6E+2					360.0
38	愛媛県			1.8E+2					180.0
39	高知県								
40	福岡県			1.2E+3					1,170.0
41	佐賀県			1.5E+3					1,470.0
42	長崎県			3.0E+2					300.0
43	熊本県			4.2E+2					420.0
44	大分県			2.7E+2					270.0
45	宮崎県			6.0E+1					60.0
46	鹿児島県			1.2E+2					120.0
47	沖縄県								
	全国			2.0E+4					19,800.0